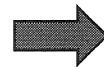


不足額給付に係る令和6年分所得税分控除不足額の把握について(確定申告書)

- 令和6年分確定申告書には、④④「令和6年分特別税額控除」欄及び④⑤「再々差引所得税額(基準所得税額)」欄が追加される予定。
- そこで、【④④「令和6年分特別税額控除」－④③「再差引所得税額」】を計算することにより、不足額給付時における「所得税分控除不足額」を算出いただくことを想定。

令和6年分の確定申告書(案)一部抜粋

収入金額等	事業所得	⑦	
	農業所得	⑧	
	不動産所得	⑨	
	給与所得	⑩	
	公的年金等	⑪	
	雑所得	⑫	
	その他	⑬	
	総合課税一時所得	⑭	
	総合課税一時所得	⑮	
	総合課税一時所得	⑯	
所得金額等	事業所得	①	
	農業所得	②	
	不動産所得	③	
	給与所得	④	
	公的年金等	⑤	
	雑所得	⑥	
	その他	⑦	
	⑧から⑯までの計	⑩	
	社会保険料控除	⑪	
	小規模企業共済等掛金控除	⑫	
所得から差し引かれる金額	生命保険料控除	⑬	
	地震保険料控除	⑭	
	障害者控除	⑮	0000
	勤労学生・障害者控除	⑯	0000
	配偶者控除	⑰	0000
	扶養控除	⑱	0000
	基礎控除	⑲	0000
	⑳から㉑までの計	㉒	
	雑損控除	㉓	
	医療費控除	㉔	
所得金額	寄附金控除	㉕	
	合計	㉖	
	課税所得金額	㉗	
	所得金額	㉘	
	所得金額	㉙	
	所得金額	㉚	
	所得金額	㉛	
	所得金額	㉜	
	所得金額	㉝	
	所得金額	㉞	



差引所得税額 (①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩)	④①	
災害減免額	④②	
再差引所得税額 (④①-④②)	④③	
令和6年分特別税額控除 (2万円×人数)	④④	0000
再々差引所得税額(基準所得税額) (④③-④④)(赤字のときは0)	④⑤	
復興特別所得税額 (④⑤×2.1%)	④⑥	
所得税及び復興特別所得税の額 (④⑤+④⑥)	④⑦	

- 所得税分定額減税可能額
= ④④「令和6年分特別税額控除」
※「人数欄」より、減税対象人数も把握可能(扶養親族等込み)
- 令和6年分所得税額(定額減税前)
= ④③「再差引所得税額」
- 控除済額(定額減税した額)
= ④③「再差引所得税額」－④⑤「再々差引所得税額(基準所得税額)」
- 所得税分控除不足額(控除外額(定額減税しきれなかった額))
= ④④「令和6年分特別税額控除」－④③「再差引所得税額」
(＜0の場合は0)